間連結貸借対照表」の次に「（提出会社が特定会社であって、中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。）」を加え、同記載上の注意(2)ｅ(a)中「四半期貸借対照表」の次に「（提出会社が特定会社であって、連結財務諸表を作成しておらず、かつ、四半期財務諸表等規則第83条第２項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合には、四半期貸借対照表に相当するものをいう。(b)及び(c)において同じ。）」を加え、同記載上の注意(2)ｅ(d)中「中間貸借対照表」の次に「（提出会社が特定会社であって、中間財務諸表等規則第74条第２項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合には、中間貸借対照表に相当するものをいう。）」を加える。

第二号の二様式第一部第一の４(2)及び5中

新株予約権の目的となる株式の種類

を

」を

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の
新株予約権の目的となる株式の種類

に改め、同様式第一部中第3を第4とし、第2の次に次のように加える。

特質	

第３【第三者割当の場合の特記事項】
１【割当予定先の状況】
２【株券等の譲渡制限】
３【発行条件に関する事項】
４【大規模な第三者割当に関する事項】
５【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
計	―				

６【大規模な第三者割当の必要性】
７【株式併合等の予定の有無及び内容】
８【その他参考になる事項】

第二号の四様式記載上の注意(1)ｂを次のように改める。

ｂ　新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

第二号の四様式記載上の注意(1)中ｄをｆとし、ｃをｅとし、ｂの次に次のように加える。

ｃ　「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。

この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第１項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第２項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第107条第１項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。

新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

ｄ　新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

(a)　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

(b)　第19条第９項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

(c)　当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）について割当予定先（募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下このｄにおいて同じ。）との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）

(d)　提出者の株券の売買（令第26条の２の２第１項に規定する空売りを含む。）について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）

(e)　提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(f)　その他投資者の保護を図るため必要な事項

第二号の四様式記載上の注意(7)中ｂをｃとし、ａの次に次のように加える。

ｂ　売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載するとともに、（１）のｄに準じて記載すること。

第二号の五様式第一部第一の４(2)及び5中

新株予約権の目的となる株式の種類

を

」を

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の
新株予約権の目的となる株式の種類

に改め、同様式第一部中第3を第4とし、第2の次に次のように加える。

特質	

第３【第三者割当の場合の特記事項】(23―２)
１【割当予定先の状況】
２【株券等の譲渡制限】
３【発行条件に関する事項】
４【大規模な第三者割当に関する事項】